

## 【掲載官報】

平成 22 年 9 月 14 日 本紙第 5397 号

## 【法令名】

○東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令

## 【法令番号】

平成 22 年 9 月 14 日 政令第 201 号

## 【管轄省庁】

内閣府

## 【施行期日】

平成 22 年 9 月 14 日

## 【制定の根拠規定】

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第5条第8項及び第16条第2項

## 【法令のあらまし】

### \* 要旨

#### 1 国際平和協力隊の設置

（1）国際平和協力本部に、東ティモールにおける国際連合平和維持活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第3条第3号イに掲げる業務のうち武力紛争の停止の遵守状況の監視に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成23年4月30日までの間、東ティモール国際平和協力隊を置く。

（2）国際平和協力本部長は、東ティモール国際平和協力隊の隊員のうち1人を隊長として指名する。

#### 2 国際平和協力手当

（1）東ティモール国際平和協力隊の隊員に、東ティモールにおける国際平和協力業務に従事した日1日につき、1万2,000円から4,000円の3段階に分けて国際平和協力手当を支給する。

（2）国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

【関係法令】

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成 19 年政令第 16 号）廃止

.....